

機能性表示食品の広告等に関する留意点の啓発について



【機能性表示食品の広告等に関する留意点リーフレット】

● 機能性表示食品の広告は、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」に基づき届け出た内容に即したものとし、表示表示法及び健康増進法にも準拠してください。

➤ 届出表示の省略・簡略化について

- 1 食品由来に機能があるとの標識を有していないにもかかわらず、届出表示の一部を省略することにより、あたかも、食品由来に機能があるかのように示すことは、食品表示法及び健康増進法上問題となるおそれがあります。（留意事項：1-1①）
- 2 例えば、届出表示が「本品には○○（機能性表示成分の名称）が含まれます。○○には、血中コレステロールを低下させる機能があることが確かされています。」であるにもかかわらず、「コレステロールを低下させる」と広告した場合は、消費者は食品由来に「コレステロールを低下させる」という効果があると認識すると考えられますから、このような広告は食品表示法及び健康増進法上問題となるおそれがあります。（留意事項：1-1②）

➤ 届け出た機能性成分以外の成分の機能強調した広告について

- 1 届け出た機能性成分以外の成分を強調することにより、あたかも、当該成分が機能性成分であるかのように示すことは、食品表示法及び健康増進法上問題となるおそれがあります。（留意事項：1-1③、3-1②）
- 2 例えば、機能性表示成分が「還元型ビタミンE」のみであるにもかかわらず、「還元型ビタミンEと大豆イソフラボンが配合されているので内臓脂肪を燃やすのを助ける機能があります。」と広告した場合は、消費者は「大豆イソフラボン」も機能性成分であるかのように認識するおそれがあるため、このような広告は食品表示法及び健康増進法上問題となるおそれがあります。（留意事項：1-1④、3-1③）

● 機能性表示食品の広告や容器包装を作成する場合には、以下の点にも留意してください。

食品表示法及び健康増進法上の留意点（広告）

機能性表示食品の広告においては、消費者に過大な期待を与えないよう、事実と異なる表示をすることが禁じます。

- 食品表示法及び健康増進法は、消費者に著しく優良であると認識される表示や著しく事実と異なる表示を禁止しています。「誤記」とは、表示と異なる消費者の印象や期待と異なるものが掲載されていることまたは、その誤記の程度が「著しい」場合にそれぞれ該当するものとされます。特定の用語や記号等を一律に禁止するものではありません。

機能性表示食品の広告における留意点

- 届け出た表示内容の範囲を越える表示しないこと（機能性成分以外の成分を強調した表示しない等）
- 医薬品や特許保護医薬品と誤認されないよう必要な事項を表示すること（商標の登録・治療・特許を冒したものでない等）

食品表示法上の事業者（容器包装）

一般消費者が誤認を招くものではなく、一般消費者の食品の安全と品質の確保に支障を及ぼさないことが大切です。

- 食品表示法に基づく食品表示基準は、食品関連事業者等が表示すべき事項（アレルギー、消費期限・賞味期限）や食品関連事業者等が遵守すべき事項を定めています。
- 機能性表示食品の容器包装には、食品表示法や「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」などに準じて適切な表示をする必要があります。

機能性表示食品の広告等に関する主な留意点

（平成27年6月19日公表）

いわゆる健康食品の広告等については、「いわゆる健康食品に関する食品表示法及び健康増進法上の留意事項」について、消費者庁ウェブサイト上で公表しています。詳細については機能性表示食品の広告等について、食品表示法、健康増進法及び食品表示法上で留意すべき点を整理しました。

平成27年6月19日公表

【生鮮の機能性表示食品の広告等に関するQ&Aパンフレット】

生鮮の機能性表示食品の広告等に関するQ&A

（平成27年11月24日公表）

Q1 生鮮の機能性表示食品を、一般の野菜や果物が置かれている生鮮売り場で販売しても問題はないですか。

生鮮の機能性表示食品を、一般の野菜や果物が置かれている生鮮売り場で販売することが、直ちに、食品表示法上問題となることはありません。しかし、例えば、当該生鮮売り場において機能性が表示された店頭ポップやのり旗を掲げることで、他の野菜や果物を機能性表示食品であると消費者が認識されるおそれがある場合、このような表示は、食品表示法及び健康増進法上の問題となるおそれがあります。

Q2 箱詰めされた生鮮の機能性表示食品をばら売りしたり、袋詰めし直して販売しても問題とはなりませんか。

機能性表示食品は、食品表示法に基づく食品表示基準において、再包装に入れて販売するものとされており、再包装し直して販売することは認められません。そのため、再包装し直して販売し、店頭ポップ等に機能性表示食品と表示して販売した場合には、食品表示基準違反することになります。

また、機能性表示食品を販売する際は、表示用紙として消費者に届出された再包装に違反する必要があるため、そのための、届出されていない袋などの再包装に袋の直し、機能性表示食品として販売することは、食品表示基準に違反することになります。

Q3 生鮮の機能性表示食品と同じ機能性成分を含む他の生鮮食品について、その成分の機能性を広告しても問題とはなりませんか。

生鮮の機能性表示食品と同じ機能性成分を含む食品について、当該成分の機能性を表示することは、あたかも、当該食品が機能性表示食品であるかのように消費者に認識されるおそれがあるため、このような表示は、食品表示法及び健康増進法上問題となるおそれがあります。

また、機能性表示食品ではない食品に、機能性表示食品と紛らわしい名称を表示することは、食品表示基準にも違反することになります。

Q4 生鮮の機能性表示食品を販売する際、店頭ポップ等で、機能性成分やその他の成分の機能性を広告しても問題はないですか。

機能性表示食品として届け出た生鮮食品について、店頭ポップ等で機能性成分の機能性を表示することが、直ちに、食品表示法及び健康増進法上問題となるものではありません。しかし、実際のものよりも著しく優良であると認識される表示をしたり、健康増進法上の効果について、著しく事実と相違する表示をするときは、食品表示法及び健康増進法上問題となるおそれがあります。

また、店頭ポップ等で機能性成分以外の成分の機能性を表示することは、あたかも、当該成分が機能性成分であるかのように消費者に認識されるおそれがあるため、このような表示は、食品表示法及び健康増進法上問題となるおそれがあります。

【問い合わせ先】消費者庁表示対策課食品表示対策室
〒100-8179 東京都千代田区千代田1-1-1 12F 1204-0997
電話 03-3507-8800（代）

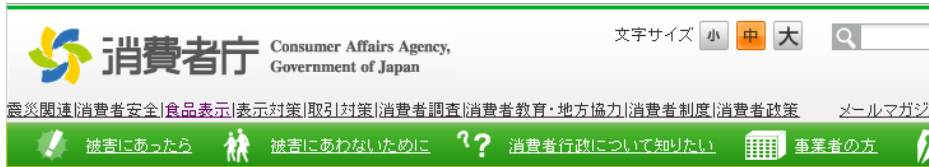
平成27年11月24日公表

26

バランス食生活啓発活動について



【消費者庁ウェブサイトトップページ】
(平成27年8月)



安心安全

豊かにくらする社会に

豊かにくらする社会の実現に向けて、消費者庁は消費者・生活者の利益を第一に考え行動します。


トクホや機能性表示食品は、バランスのとれた食生活とともに利用しましょう。


- 望ましい食生活を実現するためには、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスをとることが大切です。
- 特定保健用食品（トクホ）や機能性表示食品を食生活の中に上手に取り入れ、健康の維持増進に役立ててください。

2015年8月5日（消費者の皆様へ）
▶ 食卓の安心のために【食品表示制度】

消費者の皆様へ

【消費者庁ツイッター】
(平成27年7月29日)


消費者庁のTwitter



消費者庁
@caa_shohishacho

トクホや機能性表示食品は、バランスのとれた食生活とともに利用しましょう。○望ましい食生活を実現するためには、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスをとることが大切です。○特定保健用食品（トクホ）や機能性表示食品を食生活の中に上手に取り入れ、健康の維持増進に役立ててください。


[詳細を表示](#)

7月29日



【政府広報モバイル広告】
(平成27年8月)

トクホの利用は適切な食生活とともに



望ましい食生活は、主食、主菜、副菜を基本に食事のバランスをとることが大切。ご自身にあった特定保健用食品や機能性表示食品を食生活の中に上手に取り入れましょう！[詳しくはこちら](#)

(消費者庁)

【消費者向けパンフレット】(平成27年11月24日公表)

消費者の皆様へ

機能性が表示されている食品を購入する際は、**キャッチコピーだけでなく、パッケージの表示を**しっかり確認しましょう！

機能性が表示されている食品のパッケージ上の注意喚起内容

1. 特定保健用食品や機能性表示食品である旨
2. 機能性の内容
3. 1社当たり1種類の摂取目安量
4. 摂取するまでの注意事項

こちらに注目！

機能性（健康の維持及び促進に役立つ）が表示されている食品について

食品名	表示の機能性	表示の健康効果	表示の摂取目安量
機能性表示食品	健康維持・増進に役立つ	健康維持・増進に役立つ	健康維持・増進に役立つ
トクホ	健康維持・増進に役立つ	健康維持・増進に役立つ	健康維持・増進に役立つ

トクホや機能性表示食品は**バランスのとれた食生活**とともに利用しましょう。

トクホや機能性表示食品のパッケージには「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスをとることが大切です。」と書かれています。必ず、自分の食生活を確認してください。

トクホ

機能性表示食品

消費者庁が機能性表示食品の表示等に関する情報提供

消費者庁ウェブサイト <http://www.caa.go.jp/foods/foods.html>

食品表示法の執行状況について

- ・食品表示法の食品表示基準に係る国（消費者庁、国税庁及び農林水産省）による平成27年度の指導等の件数の公表実績は、以下のとおり。

平成27年度	指導	指示	命令
件数	308 (うち機能性表示食品関係:1)	5 (うち機能性表示食品関係:0)	0

指導した機能性表示食品の主な違反内容：規定された日数前に機能性表示食品として販売、機能性表示食品の届出表示の誤表示

指導：「食品表示法に基づく指示及び指導並びに公表の指針」に照らし、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反事業者が直ちに改善方策を講じている場合に行う行政指導

指示：「食品表示法に基づく指示及び指導並びに公表の指針」に照らし、指導に該当しない場合に行う行政指導（食品表示法第6条第1項及び第3項）

命令：食品表示法第6条第1項の指示を、正当な理由なく履行しない事業者に対する行政処分（食品表示法第6条第5項）、「食品表示法に基づく命令等の指針」に照らし、食品の回収又は営業停止等を行う行政処分（食品表示法第6条第8項）

注：食品表示法は、食品衛生法、健康増進法、JAS法に規定されていた食品表示に関する規定を統合し、平成27年4月から施行した。

合同会社アサヒ食品に対する措置命令について (平成28年3月15日公表)

POINT 3 5つの秘密

スッキリ **今までにない理由とは!?**

秘密 その1 新成分ガセリ菌 SP 配合!!

新成分ガセリ菌 SP が強力にダイエッターを襲う!!
あなたをモテボディに!!

そのほか新成分「ガセリ菌 SP」とは?
2009年の学会の発表により、今美容業界で話題の新成分「ガセリ菌 SP」、乳酸菌の一種で今までに無いスッキリを製造させます。

秘密 その2 徹底的こだわった天然成分!!

従来のサプリメントは、粒剤を固めるための油や防腐剤が半分
以上使われています。それらの余分な物質こそが、今ま
でお客様がなかなか満足いく実感を味わえなかった原因
の一つです。

また、サプリメントを飲用されて「胃が気持ち悪くなった」、「飲んだら頭痛がした。」
などの原因もそういった余分な物質からくるものなのです。
そこで弊社は、極力それらをおさえ、天然成分を最大量取り入れたサプリメント
の開発に成功しました!

これこそが商品名の「スリムオーガニック」の名前の由来なのです。

秘密 その3 糖質完全サポート成分配合!!

甘いものは我慢したくない! という方にオススメ!
糖質完全サポート成分ギムネマをたっぷり配合!
砂糖は人間が働くためのエネルギーとしてとても必要な
成分ですが、摂り過ぎてしまうと脂肪として蓄えられま
す。糖質は脂肪よりも先にエネルギー源として代謝されるので、砂糖をたくさん
摂ってしまうといつまでも脂肪がエネルギーに変わりません。

スリムオーガニックはこの糖質も完全にサポートする
成分ギムネマが配合されているので、甘いものを我慢
できない方にお勧めです!

例えば、次のとおり記載することにより、あたかも対象商品を摂取するだけで、特段の運用や食事制限をすることなく、容易に著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

「今までにない スッキリの理由とは!?」、「秘密その1 新成分ガセリ菌 SP 配合!!」、「新成分ガセリ菌 SP が強力にダイエッターを襲う!! あなたをモテボディに!!」

「甘いものは我慢したくない! という方にオススメ! 糖質完全サポート成分ギムネマをたっぷり配合! 砂糖は人間が働くためのエネルギーとしてとても必要な成分ですが、摂り過ぎてしまうと脂肪として蓄えられます。糖質は脂肪よりも先にエネルギー源として代謝されるので、砂糖をたくさん摂ってしまうといつまでも脂肪がエネルギーに変わりません。」、「スリムオーガニックはこの糖質も完全にサポートする成分ギムネマが配合されているので、甘いものを我慢できない方にお勧めです!!」

「L-カルニチン L-カルニチンは加齢や食事内容により不足しがちな成分です。スリムオーガニックはそのL-カルニチンを高配号。エネルギーの消費にアプローチし、若々しく燃えやすい身体づくりをサポートします。」、「レスベラトロール 無理な食事制限はしたくないという方のために! “いつまでも若くいたい” 注目の成分レスベラトロールで若々しさをサポート!!」

景品表示法第4条第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、資料が提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。

景品表示法の措置命令事例

株式会社日本イルムスに対する措置命令について (平成27年11月10日公表)



ネバネバパワーと燃焼力で、強力なスッキリ感！

16kgも痩せて、お腹スッキリ！

超低カロリーだから、無理な食事制限なし！1日1杯でOK！

従来より60種も増えた「108種の薬膳葉実」が体の隅々まで浸み渡り、強力なダイエットパワーを発揮！じっとしていても心地よく活動している状態へとサポートしてくれるので、無理な運動や食事制限の必要はありません。

あたかも、本件商品を取
 取するだけで、特段の運
 動や食事制限をすること
 なく、容易に著しい痩身
 効果が得られるかのよう
 に示す表示をしていた。

景品表示法第4条第2項
 の規定に基づき、当該表
 示の裏付けとなる合理的
 な根拠を示す資料の提出
 を求めたところ、資料が
 提出されたが、当該資料
 は当該表示の裏付けとな
 る合理的な根拠を示すも
 のとは認められないもの
 であった。

景品表示法の措置命令事例

株式会社三貴に対する措置命令について（平成27年2月10日公表）



「ガンの原因である活性酸素を除去する
“プラチナナノコロイド”配合飲料」

「プラチナビューティーウォーターは、
病気・老化の原因である活性酸素を除去し健康・美容を増進する「プラチナナノコロイド」、脂肪燃焼の働きがある「L-カルニチン」、中性脂肪・コレステロールを低下させる「難消化性デキストリン」が含まれています。」



「ガンなどの病気・老化の原因の80%以上、
お肌のシミ・たるみなどは、活性酸素が原因と
言われています。」

「プラチナを約2ナノメートル（50万
分の1ミリメートル）の大きさにしたプラチ
ナナノコロイドは、活性酸素を除去し、体外
に排出されます。」

あたかも、対象商品を摂
取するだけで、ガン等の
疾病及び老化を予防する
効果が得られるかのように
示す表示をしていた。

景品表示法第4条第2項の
規定に基づき、当該表示の
裏付けとなる合理的な根拠
を示す資料の提出を求めた
ところ、資料が提出されたが、
当該資料は当該表示の裏付
けとなる合理的な根拠を示す
ものとは認められないもので
あった。